

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和5年8月4日 17時45分ごろ
発生場所	京浜港東京第2区日の出棧橋 晴海信号所から真方位300° 1,240m付近 （概位 北緯35°39.1′ 東経139°45.7′）
事故の概要	交通船marine05は、着岸操船中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和5年8月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	交通船 marine05、2.0トン 294-25823東京、東京ウォータータクシー株式会社（船舶 借入人）（A社）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 左舷船首部舷側端に欠損等 棧橋 スロープコンクリート基礎部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.4m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、旅客4人を乗せ、日の出棧橋の北端から東方に伸びる浮棧橋（以下「本件棧橋」という。）に向けて、東京都港区新芝運河の船着場を出航した。</p> <p>本船は、西進しながら本件棧橋に接近し、本件棧橋北東端の手前で一旦停止して着棧準備をした後、前進して本件棧橋北側で船首を西方に向けて停止した。</p> <p>船長は、船室内の操縦区画にある操縦スタンドの右舷側の主機コントロールレバー（以下「本件レバー」という。）を後進から中立の位置に合わせようと本件レバーを前方に動かし、中立の場合に本件レバーによる主機操作を無効にするためのボタン（以下「本件ボタン」という。）を押した後、南東風で本船が本件棧橋から離れないよう急いで係船作業を行おうと本件棧橋に移動した。</p> <p>船長は、本船が徐々に前進し始めていることに気付き、手に持っていた係船索を引っ張ったものの前進行きあしを止めることができず、本船の左舷船首部が日の出棧橋のスロープコンクリート基礎部に衝突した。</p> <p>船長は、係船索を引っ張った際に手に軽傷を負った。</p> <p>船長は、本船に乗り込み本船を着棧させ、負傷した旅客がいないことを確認してから旅客を下船させたのち、東京都港区芝浦の船着場に</p>

	<p>帰航してA社に本事故の発生を報告し、A社が海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、本件棧橋に移動した際、本件レバーが最微速力前進の位置まで動いており、本件レバーによる機関操作が無効になっていなかったことを本事故後に知った。</p> <p>船長は、平成28年にA社に入社し、操船訓練等を受けたのち船長としてA社所有の船舶に乗船していた。</p> <p>A社は、船員への操船訓練等において、本船を下船する際、本件レバーが中立の位置にあること、及び本件ボタンで本件レバーによる主機操作が無効になったことを確認するよう指導していた。</p> <p>本船は、本件レバーを中立の位置にすると電子音とともに本件レバー付近に「N」が表示され、本件ボタンを押して本件レバーによる主機操作が無効になると電子音とともに本件ボタンが緑色に点灯するようになっており、本件レバーが中立の位置でない場合、本件ボタンを押しても本件レバーによる主機操作は無効にならず、電子音もボタンの点灯も作動しないようになっていた。</p> <p>本船は、本事故時、機器等に不具合はなかった。</p> <p>(付図1 事故発生経路概略図、付図2 本件レバー等 参照)</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、南東風を左舷方から受ける状況下、着棧作業中、船長が、本件レバーを後進から中立の位置に合わせようと本件レバーを前方に動かした際、最微速力前進の位置まで動いたことを確認することなく本件棧橋に移動したことから、本船が前進し、船長が手に持っていた係船索を引っ張ったものの前進行きあしを止めることができず、棧橋に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、南東風により本船が本件棧橋から離れないよう急いで係船作業を行おうと本件棧橋に移動したことから、本件レバー等の状態を確認しなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、南東風を左舷方から受ける状況下、着棧作業中、船長が、本件レバーを後進から中立の位置に合わせようと本件レバーを前方に動かした際、最微速力前進の位置まで動いたことを確認することなく本件棧橋に移動したため、本船が前進し、船長が手に持っていた係船索を引っ張ったものの前進行きあしを止めることができず、棧橋に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>A社は、本事故後、A社の船長に対して、本事故の発生を周知するとともに、着岸時等に運航中の船舶から離れる場合、本件レバーが中立の位置にあること及び本件ボタンを押して緑色が点灯していることを確認するよう指導した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、着岸作業中、単独で操船している船舶から係船作業等の</li> </ul>

ために下船する場合、機関が中立であること等を確認すること。  
・旅客船の運航者等は、船長が単独で操船している旅客船が風等により着岸が難しい場合、係船作業を補助する者を乗船させるか、  
棧橋等で待機させておくこと。

付図1 事故発生経路概略図



付図2 本件レバー等

